75　法別表第一の四十五の二の項の総務省令で定める事務は、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）による同法第六条第三項の規定により国税徴収の例によるものとされるとん税の徴収又は特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）による同法第6条の規定において準用する同項の規定により国税徴収の例によるものとされる特別とん税の徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

76　［略］

77　［略］

78　法別表第一の四十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方税法附則第九条の四第一項の譲渡割の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二　略］

79～197　［略］

198　法別表第一の七十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

五　戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付の支給の過誤払による返還金に係る債務の弁済をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　［略］

199　［略］

200　［略］

201　法別表第一の七十八の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

202～205　［略］

206　法別表第一の八十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　略］

十三　商品先物取引法第百九十条第二項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十四　［略］

十五　商品先物取引法第二百条第一項（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十六　商品先物取引法第二百条第七項（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十七　［略］

十八　［略］

十九　商品先物取引法第二百四十条の二第二項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

［新設］

71　［同上］

72　［同上］

73　法別表第一の四十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条の四第一項の譲渡割の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二　同上］

74～192　［同上］

193　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

194　五　［同上］

195　［同上］

196　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

197～200　［同上］

201　［同上］

［一～十二　同上］

［新設］

十三　［同上］

十四　商品先物取引法第二百条第一項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十五　商品先物取引法第二百条第七項の更新の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

十六　［同上］

十七　［同上］

［新設］